

大雨による災害により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被

保険者については申告により国民年金保険料免除・納付猶予が申請できます。

【必要なもの】

◎国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口で用意しています）

◎国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口で用意しています）

◎罹災証明の写し

◎本人確認ができるもの

（代理の人が申請する場合）

代理人の本人確認ができるものと認め印、さらに申請人と別世帯の人が申請に来られる場合は委任状をお持ちください。

◎マイナンバーの分かるもの

◎国民年金手帳または基礎年金番号の確認できるもの

【問い合わせ先】

本庁市民課窓口サービス係（23-1114）

本庁市民課市民・年金係（23-1115）

黒木支所市民生活福祉係（42-1113）

立花支所市民生活福祉係（23-4932）

上陽支所市民生活福祉係（54-2218）

矢部支所市民生活福祉係（24-9142）

星野支所市民生活福祉係（52-3113）